

(第29号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

- 所得割率 100分の6.86 を 100分の7.47 に改正する。
- 均等割額 35,400円 を 38,400円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

- 所得割率 100分の2.02 を 100分の1.96 に改正する。
- 均等割額 10,800円 を 11,100円 に改正する。

③介護納付金賦課分

- 所得割率 100分の1.61 を 100分の1.63 に改正する。
- 均等割額 14,700円 を 15,600円 に改正する。
- 所得割の賦課割合 100分の51 を 100分の50 に改正する。
- 均等割の賦課割合 100分の49 を 100分の50 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

- 基礎賦課額に係る均等割額
24,780円 を 26,880円 に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
7,560円 を 7,770円 に改正する。
- 介護納付金賦課額に係る均等割額
10,290円 を 10,920円 に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

- 基礎賦課額に係る均等割額
17,700円 を 19,200円 に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
5,400円 を 5,550円 に改正する。
- 介護納付金賦課額に係る均等割額
7,350円 を 7,800円 に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額

7,080円 を 7,680円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

2,160円 を 2,220円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

2,940円 を 3,120円 に改正する。

(3) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当（5割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額

26.5万円 を 27万円 に改正する。

②第3号該当（2割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額

48万円 を 49万円 に改正する。

(4) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の文言等を次のとおり改める。

①配当所得 を 配当所得等 に改正する。

②株式等 を 一般株式等 に改正する。

③特例適用利子等及び特例適用配当等の特例規定の項を追加改正する。

2 改正理由

(1) 基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課総額が変更となるため、保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課額に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため改正する。

(4) 地方税法、所得税法の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険料賦課に係る特例を定めるため、所要の規定の整備をする。

3 実施時期

平成29年4月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条の1～第14条の4（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合に</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条の1～第14条の4（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配</p>

は、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.47 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,400円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の

当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第15条の2・第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の6.86 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき35,400円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の

保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.96 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,100円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.63 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイ

保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.02 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.61 (介護納付金賦課総額の100分の51に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,700円 (介護納付金賦課総額の100分の49に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイ

に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第

に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地

2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,880円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,770円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について10,920円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、270,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について19,200円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,800円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、490,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務

方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について24,780円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,560円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について10,290円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、265,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について17,700円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,350円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、480,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務

者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,680円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,220円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,120円

第19条の3～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第15条第1項及び第19条の2第1号の改正規定（同号ア、イ及びウに係る部分を除く。）

は、公布の日から施行する。

2 改正後の中野区国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,080円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,160円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,940円

第19条の3～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

平成29年度保険料算出に係る基礎数値等

- 1 基礎賦課分及び後期高齢者支援金等賦課分（特別区） ※カッコ内は平成28年度
- ① 一般被保険者数 230万5千人（236万人）
- ② 基礎賦課総額 2,127億円（2,010億円）
- ③ 後期高齢者支援金等賦課総額 603億円（614億円）

区分		平成29年度（案）		平成28年度			
基礎分＋ 後期高齢者 支援金分	賦課割合（所得割：均等割）（中野区）	58:42		57:43			
	保険料率等	所得割率		9.43%		8.88%	
		基礎分	支援金分	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%
		均等割額		49,500円		46,200円	
		基礎分	支援金分	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円
		賦課限度額		730,000円		730,000円	
		基礎分	支援金分	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円
	1人あたり保険料（年額）		118,441円		111,189円		

2 介護納付金賦課分

区分		平成29年度（案）	平成28年度	増減
第2号被保険者数	【a】（中野区）	30,400人	31,185人	△785人
1人あたり納付金	【b】	62,757円	59,848円	2,909円
介護納付金	【c】 = a×b	1,908百万円	1,866百万円	42百万円
賦課率	【d】	50%	50%	同率
賦課総額	【e】 = c×d	954百万円	933百万円	21百万円
賦課割合 （所得割：均等割）	【f】（中野区）	50：50	51：49	△1：1
所得割額の総額	算定基礎所得 ×所得割料率（g）	480百万円	475百万円	5百万円
所得割料率	【g】（中野区）	1.63%	1.61%	0.02ポイント
均等割額の総額		474百万円	458百万円	16百万円
均等割額	【h】（特別区）	15,600円	14,700円	900円
一人あたり保険料	【I】 = b×d	31,378円	29,924円	1,454円
賦課限度額	【j】（国）	16万円	16万円	0万円

平成29年度特別区国民健康保険（基礎分＋支援金分）収入階層別保険料の比較

保険料率等 （旧ただし書方式）	平成29年度（58：42）			28年度 （58：42）
	基礎分	支援金分	計	
所得割率	7.47%	1.96%	9.43%	8.88%
均等割額	38,400	11,100	49,500	46,200
1人当たり保険料額	92,289	26,152	118,441	111,189
賦課限度額	540,000	190,000	730,000	730,000

高額療養費等算入額約256億円
(75/100)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

★当区の場合、平成27年度賦課時統計において、国保2人世帯以下及び総所得400万未満の割合は、共に9割以上を占めている。

①年金受給者（65歳以上）1人世帯 【世帯主（65歳）のみ】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
28年度保険料 [a]		13,860	13,860	78,696	176,736	249,996	324,588	400,068	475,548
29年度	保険料 [b]	14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440
	28年度保険料との比較 [b] - [a]	990	990	5,225	11,385	15,922	20,542	25,217	29,892
	対前年度比 [b] / [a]	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減割合対象		7割	7割	2割					

②年金受給者（65歳以上）2人世帯 【世帯主（65歳）＋配偶者（65歳・収入なし）】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
28年度保険料 [a]		27,720	27,720	87,936	222,936	296,196	370,788	446,268	521,748
29年度	保険料 [b]	29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940
	28年度保険料との比較 [b] - [a]	1,980	1,980	5,885	14,685	19,222	23,842	28,517	33,192
	対前年度比 [b] / [a]	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減割合対象		7割	7割	5割					

③給与所得者（65歳未満）1人世帯 【世帯主（35歳）のみ】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
28年度保険料 [a]		13,860	24,876	125,232	187,392	253,104	324,144	395,184	469,776
29年度	保険料 [b]	14,850	26,636	133,427	199,437	269,219	344,659	420,099	499,311
	28年度保険料との比較 [b] - [a]	990	1,760	8,195	12,045	16,115	20,515	24,915	29,535
	対前年度比 [b] / [a]	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減割合対象		7割	5割						

④給与所得者（65歳未満）2人世帯 【世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
28年度保険料 [a]		27,720	47,976	152,952	233,592	299,304	370,344	441,384	515,976
29年度	保険料 [b]	29,700	51,386	163,127	248,937	318,719	394,159	469,599	548,811
	28年度保険料との比較 [b] - [a]	1,980	3,410	10,175	15,345	19,415	23,815	28,215	32,835
	対前年度比 [b] / [a]	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減割合対象		7割	5割	2割					